

議案第 93 号

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について
甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

甲府市職員退職手当支給条例（昭和 25 年 10 月条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項中「第 35 条」を「第 35 条の 2」に、「第 63 条第 2 項」を「第 50 条の 10 第 2 項」に改める。

第 8 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 9 項中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

附則第 10 項中「第 35 条」を「第 35 条の 2」に、「第 63 条第 2 項」を「第 50 条の 10 第 2 項」に改める。

附則第 12 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 7 条第 5 項並びに附則第 9 項及び第 10 項の改正規定 公布の日

(2) 第 8 条第 11 項第 4 号及び同条第 14 項並びに附則第 12 項の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

2 前項第2号に掲げる改正規定による改正後の甲府市職員退職手当支給条例第8条第11項第4号（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した甲府市職員退職手当支給条例第1条第1項に規定する職員（同条第2項により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

雇用保険法等の一部改正に伴い、退職手当に係る所要の改正を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。